

事業計画書(概要)

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1. 配合飼料価格差補てん事業

本協会業務方法書及び本協会定款第5条第2項第1号会員である山梨県飼料荷受組合を通じて締結した配合飼料価格差補てん基本契約（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に基づき、業務を行う。

(1) 令和5年度畜種別四半期別契約数量

山梨県飼料荷受組合（11組合）を通じて締結した令和5年4月1日から令和6年3月31日までの配合飼料価格差補てん数量契約は38,323t。

(2) 年度途中における契約解約の申請期限と承認

配合飼料価格差補てん基本契約を解約したいときは、次の期日までに山梨県飼料荷受組合を通じて解約申請書を本協会に提出し、やむを得ない理由があると認められる場合は、解約を承認する。但し、廃業以外の理由により解約する場合は、交付済みの通常補てん金の一部返還を条件として承認することとする。

(3) 契約の基金間移動について

本協会業務方法書第7条の2の規定により他基金の転入・転出を希望するときは、本協会を經由して基金間移動申請書を全日基に提出する。

(4) 四半期別通常補てん積立金の徴収並びに納付

山梨県飼料荷受組合を通じて、配合飼料価格差補てん基本契約並びに数量契約を締結した加入者が負担する通常補てん積立金を徴収し、全日基へ納付する。

(5) 別途納付金の徴収並びに納付

山梨県飼料荷受組合を通じて、対象加入者から別途納付金を徴収し、全日基へ納付する。

(6) 価格差補てん金の受領及び加入者への交付

価格差補てんの発動があるときは、山梨県飼料荷受組合より提出される該当する期間の加入者ごとの購入数量実績を取りまとめ、全日基に報告する。また、価格差補てん金を全日基より受領し、すみやかに加入者が指定する口座に振り込み交付する。

2. 畜産環境整備リース事業

畜産環境整備機構の定める貸付施設について、畜産経営者の希望により、貸付申請の事務手続きを行い、貸付けが決定された貸付施設を検収するなど、畜産環境対策施設の整備を推進するとともに、貸付料等の徴収や貸付施設の現地調査を行う。

3. 肉豚経営安定交付金事業

養豚経営の安定を図るため、豚枝肉価格低落時に生産者に肉豚補てん金を交付する制度であり、事務の支援が必要な生産者と事務委託契約を結び、支援を行う。

4. その他畜産振興事業

山梨養鶏クラスター協議会の事務局として、養鶏クラスター計画の取組みについて支援を行う。また、国、県、関係団体が行う畜産振興に関する事業を支援する。

5. 管理・運営事項

定時総会、理事会の開催、諸会議への参加。